

デジタル経済の下で法人税をどう再構築していくのか。2015年10月のBEPS最終報告書では結論が出ず持ち越しになっていた課題だが、G20財務相会議は7月10日、139か国・地域で構成されるOECD「包摂的枠組み」の議論を経て、2つの新たな法人課税ルールについて基本合意をした（7か国・地域は態度を留保）。これで10月の最終合意が見えてきた。

第1の柱は、売上規模200億ユーロ（約2.6兆円）で利益率10%超の多国籍企業100社程度について、10%を超える超過利益の20~30%を市場国に配分することである。現在欧州諸国やインド、インドネシアなどが独自に導入しているデジタルサービス税（間接税）との調整（セットでの廃止）を今後行うとしている。

第2の柱は、15%以上の国際最低税率の導入である。多国籍企業が経済活動の拠点をどの国や地域に置くかにかかわらず、最低限の税負担をすることにより、公平な競争条件（レベルプレイングフィールド）の確保を目的とする。このため、所得合算ルールと軽課税支払ルールの2つをGloBEルールとして取り決める。対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,000億円）以上の多国籍企業で、国別に計算された実効税率が合意された最低税率よりも低い場合、差分を課税する。2022年に各国内法を改正し、2023年に実施予定としている。

今回の合意についてG20財務相たちは「歴史的な合意」と最大限の称賛を行った。その意義、背景を考えてみた。

第1の柱の意義は、課税権の一部を物理的拠点のない市場国・ユーザー国に与える（新課税権の創設）という点だ。デジタル経済ではユーザーが個人データを提供し企業の価値創造に参加・貢献しているという英国の主張（ユーザー・

パーティション）や、市場国でのマーケティング・インセンティブ形成を重視する米国の主張などを根拠にしている。

市場国への課税権の配分という考え方には、法人税を、事業拠点のある居住国で課税するのではなく、消費税・付加価値税のように、製品やサービスを消費する市場国で課税する仕向地方式に転換するという議論に発展する。仕向地法人税は、法人税率が企業の立地選択に影響しない（税率引下げ競争が生じない）ことや、価格操作による利益移転がなくなるので移転価格税制が大幅に簡素化されるメリットがある。トランプ政権発足時に米国が導入を試みたが、輸入業者が輸入時に課税される法人税を価格転嫁できないと反対し頓挫した経緯がある。一国での導入は問題が多いが、OECDレベルで合意されれば、これこそ歴史的転換となる。

もう1つの合意である法人税最低税率の導入は、租税政策の潮流が、新自由主義的な考え方から転換したことの意味している。引下げ競争が本格化したのは、東西冷戦終結後の1990年代だが、背景には企業活動がグローバル化する中で各国が税率の引下げ競争を行うことは基本的に望ましいという新自由主義思想があった。一方、引下げ競争の結果、可動性の低い消費や所得に対する税負担が増加し経済活動にゆがみが生じたことから、2000年にOECD「有害な租税競争」プロジェクトで検討されたが、タックスハイブンの攻撃に終わり、引下げ競争は今日まで続いてきた。

今回、パンデミックの広がりの中、過度なグローバリズムや新自由主義への懷疑が生じ、米国の多国間協調主義と相まって引下げ競争中止の合意となった。2つの合意は、パンデミック後の経済思想の変化に伴うもので、今後の広がりが注目される。

